

第 1 回企画部会における主な意見等について

	意見等の概要
1	「公共機関との連携」と「放送事業者の自主性の尊重」というどちらかといえば対立する概念を、安否情報の提供に際して、どのように調整するのか。 安否情報を市の一局に集中して、そこから提供し、それをマスコミ各社が流すという基本方針を決めた場合でも、マスコミ各社が独自に病院から情報を収集して提供することが起こりうる。
2	区別の外国人登録人口の記述に関して、本市の外国人登録人口全体に対する割合なのか、当該区の人口に対する割合なのかを、わかりやすく、きっちり記述すべき。
3	「赤十字奉仕団」について記述する場合には、ほぼ表裏一体の組織であり、地域に通りのよい「地域振興会」を前に付けて、「地域振興会・赤十字奉仕団」という表記にされたい。
4	警報の内容の伝達において、多言語での伝達方法を考えていると思うが、どのような言語を考えているのか。 「外国人」という言葉でひとくくりにせず、多様な配慮が必要であり、現状を詳細に調査して施策に取り組むべき。
5	援護を要する者として「外国人」が入っている箇所と入っていない箇所がある。これらの記述を統一されたい。
6	救援の実施に関し、特に考慮すべき面、点を明示すべきである。
7	市が関係団体等と連携して救援措置を実施する旨を記述する場合には、個々の団体が計画に掲げられたすべての救援項目を実施しなければならないとの誤解が生じないように、それぞれの団体の業務において救援の措置を実施するという記述にされたい。
8	個々の特殊なニーズの全部に大阪市が対応することはできない。自助、共助、公助という 3 つの力をかけ合わせるといことはどんな局面でも必要である。
9	「自主防災組織等との連携」として、「ボランティア関係団体等の理解、協力を得つつ、その連携方策について検討する」とあるが、どういう形で公助を行い、自助、共助を求めていくかについて、具体的な記述があった方がよい。
10	緊急時に救援の実施を行う職員に対して、平素からの備えとして、研修だけでなく、そういう場合を想定した意見交換や協議なども必要である。
11	研修に関して、「保護措置の実施に必要な知識の研修」として、「国際人道法の啓発」という文言を入れられたい。 (国際人道法は、国際的な、いわゆる戦争、紛争エリアにおいては有効だが、緊急対処事態は犯罪なので、国際人道法が同じように有効であると理解されていると困る。)
12	計画を実施するにあたっての経費負担の基本的な考え方は。 国に対する費用の請求はどのように行われるのか。
13	「市民の権利利益の迅速な救済」の箇所では、総合的な窓口を開設するという記述しかないが、窓口の開設だけでなく、実費弁償や損害補償に関する対応措置についても記述すべき。